

おくやみハンドブック



豊中市



## ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

豊中市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

豊中市役所 06-6858-5050（総合コールセンター）

各種手続き

### 事前準備について

豊中市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

#### STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



#### STEP 2 委任状について (51ページ参照)

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



#### STEP 3 各種手続きチェックリスト (4～6ページ参照)

該当する手続きをご確認ください。詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



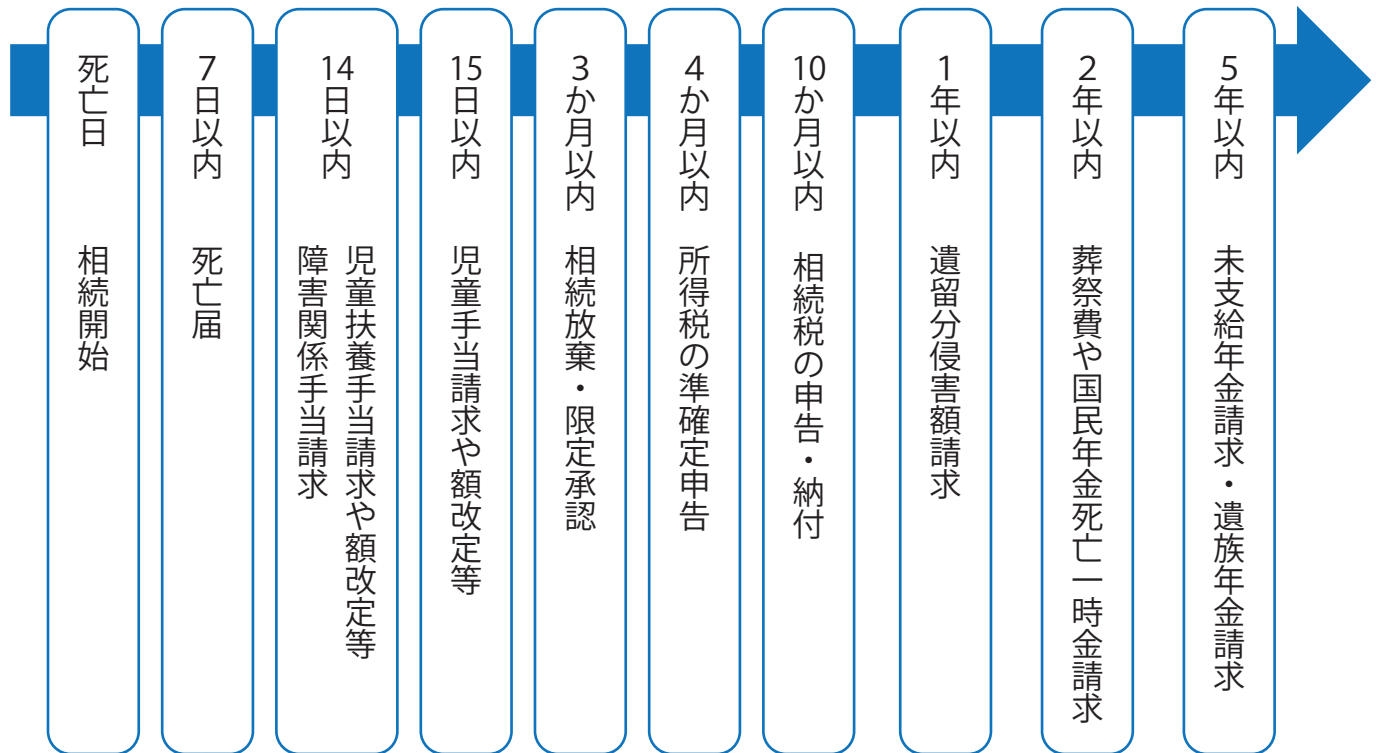
#### STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちのうえ、豊中市役所へお越しください。





## 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）



### 死亡届ご提出後の流れ

#### 【埋火葬許可証】

死亡届のお届け時に埋火葬許可証を発行します。

死亡届を休日・夜間に受け付けた場合は、本籍地等の確認ができないため、死亡届に記入されたとおり埋火葬許可証を発行します。

修正が必要な場合は、市民課戸籍係へお越してください。

※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。

#### 【住民票・除住民票の写しの請求について】

住民票・除住民票の写しは住所地の市区町村へご請求ください。

住所が豊中市で、豊中市へ死亡届を出された場合、受理した日の翌日（閉庁日含まず）から交付できます。

#### 【戸籍の証明書の請求について】

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）などは本籍地の市区町村へご請求ください。

本籍が豊中市で、豊中市へ死亡届を出された場合、受理した日の2～3日後（閉庁日含まず）から交付できます。

最寄りの市区町村の窓口で戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）のご請求が可能です。請求できる人や取得できる証明書の種類には制限がありますので、ご注意ください。詳しくはこちらをご覧ください。

市ホームページ「戸籍証明書等の広域交付について」



# 各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた、または国民健康保険に加入している方のいる世帯だった	P.7
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	重度障害者医療費助成を受給していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	指定難病などの医療受給者証を持っていた	P.10
	<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳を持っていた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.11
	<input type="checkbox"/>	要介護認定の申請中だった	
年金	<input type="checkbox"/>	年金に関する手続き	P.12
税金	<input type="checkbox"/>	市・府民税が課税されていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	固定資産を所有していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	未登記家屋を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	市・府民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税を口座振替により納付していた	P.15
	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.16
住民登録	<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなった	P.17
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・通知カードを持っていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
福祉(障害)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	大阪府障害者扶養共済制度の加入者(心身障害者の保護者等)が亡くなったとき	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障害)	<input type="checkbox"/>	大阪府障害者扶養共済制度に加入している心身障害者が亡くなったとき	P.20
	<input type="checkbox"/>	大阪府障害者扶養共済制度に加入している年金管理者や年金受給権者(障害者)が亡くなったとき	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置の貸与がある方	P.24
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス・地域相談支援を利用していた(受給者証をお持ちの方)	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	児童手当支給対象の児童だった	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当支給対象の児童だった	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	児童が認可保育施設に在籍している	P.28
	<input type="checkbox"/>	小・中・義務教育学校在学児童・生徒の保護者の方(保護者が不在になる場合のみ)	
	<input type="checkbox"/>	就学援助申請者の方	P.29
	<input type="checkbox"/>	特別支援教育就学奨励費申請者の方	
<input type="checkbox"/>	豊中市奨学金の連帯保証人の方	P.30	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	障害児通所支援受給者証をお持ちの方	P.30
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.31
	<input type="checkbox"/>	下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた	P.32
	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	
市営住宅	<input type="checkbox"/>	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族	P.33
	<input type="checkbox"/>	契約者が亡くなり、市営住宅を退去される方	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	P.34
その他	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用している方	P.35
	<input type="checkbox"/>	犬を所有している方	
	<input type="checkbox"/>	農地を相続された方	P.36
	<input type="checkbox"/>	森林を相続された方	
	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.37
	<input type="checkbox"/>	道路または水路用地を占用していた	P.38
その他の問い合わせ窓口	<input type="checkbox"/>	専門相談について	P.39
	<input type="checkbox"/>	ご遺族のこころの相談について	
	<input type="checkbox"/>	納骨について	
	<input type="checkbox"/>	空き家について	P.40
	<input type="checkbox"/>	問い合わせ先が不明な場合	

# 1. 保険に関する手続き

## 国民健康保険に加入していた、または国民健康保険に加入している方のいる世帯だった

### 手続き 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬儀を行った方に葬祭費 (50,000円) が支給されます。 ※郵送での申請も可能です。 国民健康保険葬祭費支給申請書を市ホームページからダウンロードのうえ、葬儀代の領収書 (宛名フルネーム) の写しを添えて、ご申請ください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬儀代の領収書 (宛名フルネーム) <input type="checkbox"/> 領収書の宛名の方の振込先口座がわかるもの	保険給付課 給付係 第二庁舎2階 203番窓口 ☎ 06-6858-2295 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能です。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 後期高齢者医療保険に加入していた

### 手続き① 資格確認書および各種認定証の返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の各種認定証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	保険相談課 保険加入係 第二庁舎2階 201番窓口 ☎ 06-6858-2301 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。

### 手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※郵送での申請も可能です。 後期高齢者医療葬祭費支給申請書を大阪府後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードのうえ、葬儀代の領収書(宛名フルネーム)の写しを添えて、ご申請ください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬儀代の領収書(宛名フルネーム) <input type="checkbox"/> 領収書の宛名の方の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書(お持ちの方のみ)	保険給付課 給付係 第二庁舎2階 203番窓口 ☎ 06-6858-2295 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。

# 1. 保険に関する手続き

## 重度障害者医療費助成を受給していた

### 手続き 医療証の返還

手続き詳細	期 限
医療証の交付を受けていた方が亡くなられた場合、医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 障害者医療証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	保険給付課 給付係 第二庁舎2階 203番窓口 ☎06-6858-2295 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。

MEMO

## 指定難病などの医療受給者証を持っていた

### 手続き 医療受給者証の返還

手続き詳細	期 限
医療受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日をもって失効となりますので、医療受給者証の返還および受給資格喪失届の提出が必要です。  ※医療機関等への支払い手続きが終了してから返還してください。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族の方等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 医療受給者証（原本） <input type="checkbox"/> 受給資格喪失届	医療支援課 難病支援係 豊中市保健所1階 ☎ 06-6152-7402

## 被爆者健康手帳を持っていた

### 手続き 被爆者健康手帳の返還・葬祭料支給申請

手続き詳細	期 限
被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、被爆者死亡届の提出が必要です。 被爆者死亡届をご提出いただくと、広島市または長崎市への死没者名簿への登録が自動的に行われます。また、葬祭料がその葬祭を行う方に支給されます。 ただし、死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかでない場合は、支給されません。	すみやかに 葬祭料の支給は5年以内
	手続き可能な人 ご遺族の方・葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	医療支援課 難病支援係 豊中市保健所1階 ☎ 06-6152-7402

## 2. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き 証書の返還

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	保険相談課 保険加入係 第二庁舎2階 201番窓口 ☎ 06-6858-2301 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。

### 要介護認定の申請中だった

#### 手続き 介護認定申請取下げ

手続き詳細	期 限
認定調査前に亡くなられた場合や、介護サービスの使用が無い場合は、申請していた介護認定の取り下げをしてください。	なし
	手続き可能な人
	要介護認定の申請を行った方
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	長寿安心課 介護認定係 第二庁舎1階 103番窓口 ☎06-6858-2834

### 3. 年金に関する手続き

①公的年金を受給していた ②年金（国民・厚生・共済組合）に加入していた

①、②に該当の方は、故人の基礎年金番号を確認し、必ず年金事務所にどのような手続きが必要かお問い合わせください。

【問い合わせ先】日本年金機構 豊中年金事務所 06-6848-6831  
ねんきんダイヤル 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

右の二次元コードでご確認  
いただくことも可能です。



日本年金機構  
「身近な方が亡くなったとき」

年金事務所の案内に基づき、次に該当する年金は各窓口でお手続きください

下記手続きについては、日本年金機構が窓口になります

- 未支給年金（故人が老齢厚生・老齢基礎年金、  
遺族厚生年金、障害厚生年金を受給していた）
- 遺族厚生年金（故人が厚生年金に加入していた）

下記手続きについては、保険相談課国民年金係が窓口になります

保険相談課 国民年金係：06-6858-2264

- 未支給年金（故人が障害基礎年金、遺族基礎年金または寡婦年金を受給していた）
- 死亡一時金（故人が国民年金に加入していた）
- 遺族基礎年金（故人が国民年金に加入していた）
- 寡婦年金（故人が国民年金に加入していた）

農業者年金に係る手続き

住所地のJAまたは農業委員会事務局、農業者年金基金へお問い合わせください。

【問い合わせ先】農業委員会事務局 06-6858-2490  
農業者年金基金 03-5919-0371

## 4. 税金に関する手続き

### 市・府民税が課税されていた

#### 手続き 市・府民税に関する相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・府民税が課税されている場合、市民税・府民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくこととなります。また、亡くなられた方に課税されている市府民税を相続人の代表者に納付していただくこととなります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要となります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。</p>	<p>相当の期間（おおむね3か月）</p>
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	市民税課 普通徴収係 第一庁舎2階 税総合窓口 ☎ 06-6858-2131

## 固定資産を所有していた

### 手続き 固定資産に関する相続人代表者（現所有者）指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が固定資産を所有していた場合、固定資産税・都市計画税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者（現所有者）に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人代表者（現所有者）になれるのか「相続人代表者指定届兼現所有者届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>法務局での相続登記が年内に完了する場合は、固定資産税課への届出は不要です。</p> <p>※令和6年4月から相続登記申請が義務化されました。 所有権取得を知った日から3年以内に相続登記申請をする必要があります。詳しくは法務局へお問い合わせください。 ※相続放棄された方は申述書写しの提出または固定資産税課までご連絡をお願いします。</p>	<p>相続が発生した年内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者（現所有者）となる方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者（現所有者）となる方が、市外在住の場合または市内在住であっても亡くなられた方と別世帯の場合は、戸籍謄本の写し</p>	<p>固定資産税課 課税総括係 第一庁舎2階 212番窓口 ☎ 06-6858-2150</p> <p>相続登記についてのお問い合わせ 大阪法務局池田出張所 ☎ 072-751-3342</p>

## 未登記家屋を所有していた

### 手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
<p>法務局に登録されていない家屋については、固定資産税課に「未登記家屋所有者変更届」を提出するか、大阪法務局池田出張所に新たに登記することで、所有者の変更ができます。</p>	<p>相当の期間（おおむね3か月）</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>当該物件を相続される方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>お問い合わせください。</p>	<p>固定資産税課 課税総括係 第一庁舎2階 212番窓口 ☎ 06-6858-2150</p> <p>登記についてのお問い合わせ 大阪法務局池田出張所 ☎ 072-751-3342</p>

## 4. 税金に関する手続き

### 市・府民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税を口座振替により納付していた

#### 手続き 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方で本人の税金を、ご本人名義の口座から口座振替で納税している場合は、口座の凍結により振替できなくなる可能性があるため、口座振替を停止する場合があります。 ご不明な点があればご連絡ください。	なし
	手続き可能な人 同一世帯員または親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書などの「お問い合わせ番号」がわかる書類	税務管理課 収納管理係 第一庁舎2階 213番窓口 ☎ 06-6858-2170

### 市税の納付が済んでいない

#### 手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付してください。	納税通知書に記載の納付 期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	債権管理課 第一庁舎2階 214番窓口 ☎ 06-6858-2161

## 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

### 手続き 廃車の手続きまたは相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。</p> <p>亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。</p> <p>※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。</p>	<p>亡くなった日から30日以内</p>
	手続き可能な人
	<p>①相続人</p> <p>②相続人と同居の家族の方</p> <p>③その他の方</p> <p>※③の方が手続きされる場合は、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> ナンバープレート</p> <p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書または異動手続きの案内書類</p> <p><input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類</p>	<p>市民税課 諸税係</p> <p>第一庁舎2階 税総合窓口</p> <p>☎ 06-6858-2153</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 5. 住民登録に関する手続き

### 世帯主が亡くなった

#### 手続き 新世帯主の届出

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなられて、その世帯に15歳以上の方が2名以上いる場合は、世帯主変更の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人 新世帯主または同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状	市民課 市民窓口係 第一庁舎1階6～12番窓口 ☎ 06-6858-2201 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。

MEMO

## マイナンバーカード・通知カードを持っていた

### 手続き カードの保管・廃棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 カードを市役所に返却していただく必要はありません。 また、通知カードをお持ちだった場合も、市役所に返却していただく必要はありません。 なお、相続などの手続きで亡くなられた方のマイナンバーが必要となる場合がありますので、手続きが終わるまで保管してください。	なし
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
—	市民課 市民窓口係 第一庁舎1階15～18番窓口 ☎ 06-6858-2201

## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡日をもって自動的に廃止されます。 印鑑登録証（カード）は無効となりますので、市役所に返却いただくか、ハサミなどで裁断して破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 市民窓口係 第一庁舎1階13・14番窓口 ☎ 06-6858-2201

## 6. 福祉（障害）に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、手帳を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2232

### 大阪府障害者扶養共済制度の加入者（心身障害者の保護者等）が亡くなったとき

#### 手続き 年金給付請求

手続き詳細	期 限
加入者が障害者の生存中に、死亡または身体に著しい障害を有することとなった場合に給付します。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書（コピー不可。原本もしくは原本証明が必要です。 （例）死亡届記載事項証明書） <input type="checkbox"/> 加入者が除かれた住民票（除票） <input type="checkbox"/> 障害者および年金管理者の住民票 <input type="checkbox"/> 年金加入証書	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2232

## 大阪府障害者扶養共済制度に加入している心身障害者が亡くなったとき

### 手続き 弔慰金請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後に、加入者より先に障害者が亡くなられた場合、または加入者と障害者が同時に亡くなられた場合は、加入期間に応じて弔慰金を支給します。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 加入者の住民票 <input type="checkbox"/> 障害者が除かれた住民票（除票） <input type="checkbox"/> 加入者の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 年金加入証書	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2232

## 大阪府障害者扶養共済制度に加入している年金管理者や年金受給権者（障害者）が亡くなったとき

### 手続き 扶養共済死亡届の提出

手続き詳細	期 限
年金管理者や年金受給権者（障害者）が亡くなられた場合、届出が必要です。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 年金受給者が除かれた住民票（除票） <input type="checkbox"/> 年金加入証書	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2232

## 6. 福祉（障害）に関する手続き

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障害児福祉手当死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分の手当がある場合は、受給者と生計を同じくしていた配偶者、もしくは扶養義務者名義の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 未払い金受給者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2232

### 大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入していた

#### 手続き 異動届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。また、受給資格が継続するようであれば、受給者変更の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給資格を継続する場合は、新受給者名義の振込先口座がわかるもの、未払い分の手当がある場合は、重度障害者名義の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 未払い金受給者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2232

## 特別障害者手当を受給していた

### 手続き 特別障害者手当死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分の手当がある場合は、受給者と生計を同じくしていた配偶者、もしくは扶養義務者名義の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 未払い金受給者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2232

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 6. 福祉（障害）に関する手続き

### 特別児童扶養手当を受給していた

#### 【保護者が亡くなった場合】

#### 手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。また、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 両親の一方が亡くなった場合は戸籍謄本および新受給者名義の振込先口座がわかるもの、未払い分の手当がある場合は子の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 新受給者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2232

#### 【児童が亡くなった場合】

#### 手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2232

## 緊急通報装置の貸与がある方

### 手続き 緊急通報装置の撤去・返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が緊急通報システムを利用されていた場合は、返還届が必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2232

## 障害福祉サービス・地域相談支援を利用していた（受給者証をお持ちの方）

### 手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 相談支援係 第二庁舎 1階 102番窓口 ☎06-6858-2224

## 7. 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 受給事由消滅・未支払手当請求・新規認定請求

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当および受給者の変更につき、手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 新受給者の口座番号 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2269

### 児童手当支給対象の児童だった

#### 手続き 受給事由消滅または額改定（減額）の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の支給対象だった児童が亡くなった場合、受給事由消滅または額改定（減額）につき、手続きが必要です。 ※多子加算（第3子以降）を受けている方で18歳から22歳のお子さまが亡くなった場合、手続きが必要な場合がありますのでお問い合わせください。	原則、児童が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2269

## 児童扶養手当を受給していた

### 手続き 受給者死亡届兼未支払手当請求・新規認定請求

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月分までの手当が支給されます。未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2329

## 児童扶養手当支給対象の児童だった

### 手続き 資格喪失または額改定（減額）の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の支給対象だった児童が亡くなった場合、受給資格喪失または額改定（減額）につき、手続きが必要です。	原則、児童が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2329

## 7. 子どもに関する手続き

### 子ども医療費助成を受給していた

#### 手続き 医療証の返還

手続き詳細	期 限
医療証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。 医療費助成を受給している方の保護者が亡くなられた場合は、世帯員の変更の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 子どもの医療証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2269 ※手続きは庄内出張所、 新千里出張所でも可能 です。

### ひとり親家庭等医療費助成を受給していた

#### 手続き 医療証の返還

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成の医療証を交付していた方が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費助成の医療証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類	子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2329

## 児童が認可保育施設に在籍している

### 手続き 内容変更などの手続き

手続き詳細	期 限
利用中の保育施設または子育て給付課入所入園係にお知らせください。	なし
	手続き可能な人 <b>【児童が亡くなった場合】</b> 児童の保護者 <b>【保護者が亡くなった場合】</b> 家族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て給付課 入所入園係 第二庁舎 3階 307番窓口 ☎06-6858-2252

## 小・中・義務教育学校在学児童・生徒の保護者の方(保護者が不在になる場合のみ)

### 手続き 保護者代理申請

手続き詳細	期 限
次に保護者となる方が保護者代理申請を行ってください。	すみやかに
	手続き可能な人 次に保護者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 次に保護者となる方の本人確認書類	学務保健課 第一庁舎 6階 607番窓口 ☎06-6858-2553

## 7. 子どもに関する手続き

### 就学援助申請者の方

#### 手続き 就学援助変更申請

手続き詳細	期 限
次に保護者となる方が就学援助変更申請を行ってください。	すみやかに
	手続き可能な人 次に保護者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 次に保護者となる方の本人確認書類	学務保健課 第一庁舎 6階 607番窓口 ☎06-6858-2553

### 特別支援教育就学奨励費申請者の方

#### 手続き 特別支援教育就学奨励費変更申請

手続き詳細	期 限
次に保護者となる方が特別支援教育就学奨励費変更申請を行ってください。	すみやかに
	手続き可能な人 次に保護者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 次に保護者となる方の本人確認書類	学務保健課 第一庁舎 6階 607番窓口 ☎06-6858-2553

## 豊中市奨学費の連帯保証人の方

### 手続き 豊中市奨学生異動届

手続き詳細	期 限
次に連帯保証人となる方が豊中市奨学生異動届を提出してください。 異動届の様式等はお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人 次に連帯保証人となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 次に連帯保証人となる方の実印 <input type="checkbox"/> 3か月以内に発行された印鑑登録証明書	学務保健課 第一庁舎6階 607番窓口 ☎06-6858-2553

## 障害児通所支援受給者証をお持ちの方

### 手続き 障害児通所支援受給者証の返還

手続き詳細	期 限
障害児通所支援受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害児通所支援受給者証	おやか保健課 保健企画係 豊中市岡上の町2丁目1番 15号 すこやかプラザ1階 ☎ 06-6858-2285

## 8. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用者名義人の場合、水道使用中止届または名義変更・支払方法の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	上下水道局 お客さまセンター窓口課 ☎06-6858-2931

### 下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯

#### 手続き 世帯人数の変更

手続き詳細	期 限
井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	上下水道局 お客さまセンター窓口課 ☎06-6858-2931

## 下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた

### 手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	上下水道局お客さまセンター 給排水サービス課 ☎06-6858-2961

## し尿くみ取り式のトイレを使用していた

### 手続き し尿くみ取り取消（変更）申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または世帯人数の変更手続きが必要です。 環境指導課へご連絡ください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境指導課 ☎ 06-6858-2278

## 9. 市営住宅に関する手続き

### 契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族

#### 手続き 入居名義人の変更、入居者の地位の承継

手続き詳細	期 限
<p>入居名義人が亡くなられた場合、市営住宅入居名義人変更承認申込書を提出してください。</p> <p>ただし、入居者の地位の承継は、公営住宅法により承認できる範囲が限られているので、申込みされる前に必ず市営住宅募集・管理センターにご相談ください。</p> <p>※この承認を受けずに放置すると、住宅を退去していただくことになります。</p>	<p>すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>同居者、相続人等</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 収入証明</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑証明など</p> <p>※手続きにより異なります。</p>	<p>市営住宅募集・管理センター 第二庁舎 5階 ☎06-6858-2395</p>

### 契約者が亡くなり、市営住宅を退去される方

#### 手続き 市営住宅返還届

手続き詳細	期 限
<p>市営住宅を退去する場合は、市営住宅返還届が必要です。返還日の5日前までに、市営住宅募集・管理センターへ連絡のうえ、必要な手続きを行ってください。</p>	<p>すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>同居者、相続人等</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 収入証明</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑証明など</p> <p>※手続きにより異なります。</p>	<p>市営住宅募集・管理センター 第二庁舎 5階 ☎06-6858-2395</p>

## 市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方

### 手続き 同居者異動届の提出

手続き詳細	期 限
市営住宅に入居の同居親族が亡くなられた場合は、市営住宅募集・管理センターへ同居者異動届を提出してください。 ※市民課や出張所での手続きとは別に、市営住宅募集・管理センターへの届出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 入居名義人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 収入証明 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 印鑑証明など ※手続きにより異なります。	市営住宅募集・管理センター 第二庁舎 5階 ☎06-6858-2395

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 10. その他の手続き

### 浄化槽を使用している方

#### 手続き 使用者変更または廃止

手続き詳細	期 限
浄化槽管理者（所有者）が亡くなられたために浄化槽の所有者を変更する、または浄化槽の使用を廃止する場合、届出が必要です。	変更した日または廃止した日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
なし	【浄化槽管理者（所有者）変更の場合】 新浄化槽管理者（所有者） 【浄化槽の使用を廃止する場合】 どなたでも可
	問い合わせ先
	保健安全課 生活衛生係 豊中市保健所 ☎06-6152-7321

### 犬を所有している方

#### 手続き 所有者の変更

手続き詳細	期 限
犬の所有者の変更があったときは届出が必要です。市ホームページの電子申込システムからも手続きが可能です。	変更した日から30日以内
	手続き可能な人
	犬の新しい所有者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 登録番号がわかるもの ※登録番号がマイクロチップ番号（15桁）の場合は「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」で手続きをしてください。 ※他市へ転出する場合は、転出先の自治体にご相談ください。	保健安全課 生活衛生係 豊中市保健所 ☎06-6152-7321

## 農地を相続された方

### 手続き 農地を相続したことの届出

手続き詳細	期 限
相続により農地の権利を新たに取得した方は、相続した農地の存する市町村の農業委員会に届出が必要です。	農地の権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内
	手続き可能な人
	相続した方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続登記済の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状	農業委員会 第一庁舎5階 510番窓口 ☎06-6858-2490

## 森林を相続された方

### 手続き 森林を相続したことの届出

手続き詳細	期 限
相続により森林の土地を新たに取得した方は、相続した森林の存する市町村の農業委員会に届出が必要です。	土地の所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人
	相続した方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続登記済の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状	農業委員会 第一庁舎5階 510番窓口 ☎06-6858-2490

## 10. その他の手続き

### 家財整理をしたい

#### 手続き① 亡くなった方のごみの処理（収集）

手続き詳細	期 限
ごみの収集（有料）は、粗大ごみ受付センター（0570-666-861、06-6486-0530）までお申し込みください。 ※生活保護制度の対象者は、収集手数料を一部免除することができます。申請には下記の書類が必要です。	—
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
【減免申請をする場合】 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理手数料減免申請書 <input type="checkbox"/> 被保護証明書（支援証明書）	家庭ごみ事業課 臨時ごみ業務係 ☎ 06-6843-3513

#### 手続き② 亡くなった方のごみの処理（持込）

手続き詳細	期 限
ごみの持込（有料）は事前予約制です（日時指定・搬入できる人、車両等に条件あり）。 クリーンランド臨時ごみ予約受付（06-6841-4498）で7日前から申し込みできます（日曜・年末年始期間除く）。 ※上限に達した時点で受付は終了します。 ※インターネットでの予約はできません。 ※2トン車以上での搬入の際は、クリーンランド職員がごみ排出場所の確認にお伺いさせていただく場合もあります。	—
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 家族関係がわかるもの（戸籍謄本など）	豊中市伊丹市クリーンランド 臨時ごみ予約受付窓口 ☎ 06-6841-4498

## 道路または水路用地を占有していた

### 手続き 占有許可の変更手続き

手続き詳細	期 限
道路占有名義変更の届出または法定外公共物占有許可の占有者地位承継の届出を行ってください。 添付書類として、位置図と変更事項の事実を証する書類が必要です。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>【道路占有名義変更の届出】</b> <input type="checkbox"/> 道路占有名義変更届 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 変更事項の事実を証する書類 <b>【法定外公共物占有許可の占有者地位承継の届出】</b> <input type="checkbox"/> 法定外公共物占有者地位承継届出書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 変更事項の事実を証する書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	基盤管理課 第二庁舎 4 階 ☎ 06-6858-2894

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き


相続について

委任状

広告掲載事業者

## 11. その他の問い合わせ窓口

### 専門相談について

手続き詳細	手続き可能な人
弁護士相談（相続全般）、税理士相談（相続税など）、司法書士相談（相続登記など）、行政書士相談（遺産分割協議書の作成など）など各種専門相談を実施しています。 相談料は無料で、相談時間は25分以内です。電話またはインターネットで事前にご予約ください。 相談日程等の詳細は右の二次元コードからご確認ください。	豊中市にお住まいの方
	問い合わせ先
	広報戦略課 広聴係 第二庁舎 1階 101番窓口 ☎ 06-6858-2034
	

### ご遺族のこころの相談について

手続き詳細	問い合わせ先
精神保健福祉士、保健師が電話や面談などでご相談に応じています。大切な人を亡くして“こころ”や“からだ”に不調が生じたときはご相談ください。豊中市以外にお住まいの場合は、住所地の保健所または保健センターへご相談ください。	医療支援課 精神保健係 豊中市保健所 ☎ 06-6152-7315


### 納骨について

手続き詳細	必要なもの
遺骨を納骨（分骨）する場合は、火葬証明書（火葬した火葬場などで発行）が必要です。 その他の必要書類は、事前に当該墓地にご確認ください。	火葬証明書
	問い合わせ先
	豊中市立火葬場 ☎ 06-6871-4500

## 空き家について

手続き詳細	問い合わせ先
相続により空き家を所有・管理することになる親族の方からの空き家に関する相談内容に応じて、相談先を案内します。	建築安全課 第二庁舎 5階 ☎ 06-6858-2429

## 問い合わせ先が不明な場合

手続き詳細	問い合わせ先
下記開設日時に、電話にてお問い合わせください。 月～金：8時～21時 土曜・日曜・祝日・年末年始：9～17時	豊中市総合コールセンター ☎ 06-6858-5050 

MEMO

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要がある場合があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>【必要なもの】</b>                      遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、世帯全員の住民票の写し、振込先口座番号</p> <p><b>【手続き先】</b>                      故人の勤務先を所管する年金事務所                      ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165                      豊中年金事務所 ☎ 06-6848-6831</p> <p><b>【その他】</b>                      遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給される場合があります。</p>

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
事業廃止届出書	すみやかに	税務署に提出します。  豊能税務署 ☎ 072-751-2441
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	大阪府豊中警警察署 ☎ 06-6849-1234 大阪府豊中南警察署 ☎ 06-6334-1234
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省 政策統括官 (恩給相談専用電話) ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
軽自動車(3・4輪)	<input type="checkbox"/>	名義変更、廃車の届出など	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1841
排気量125cc超のバイク	<input type="checkbox"/>	名義変更、廃車の届出など	大阪運輸支局 ☎ 050-5540-2058
府税	<input type="checkbox"/>	自動車税の手続きなど	豊能府税事務所 ☎ 072-752-4111
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 豊能税務署 ☎ 072-751-2441
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有 権移転(相続)登記など (予約制)	大阪法務局池田出張所 ☎ 072-751-3342



# 相続に関する手続きチェックリスト (2026年4月1日現在)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。 (戸籍の広域交付については3ページ参照)
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。



# 家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

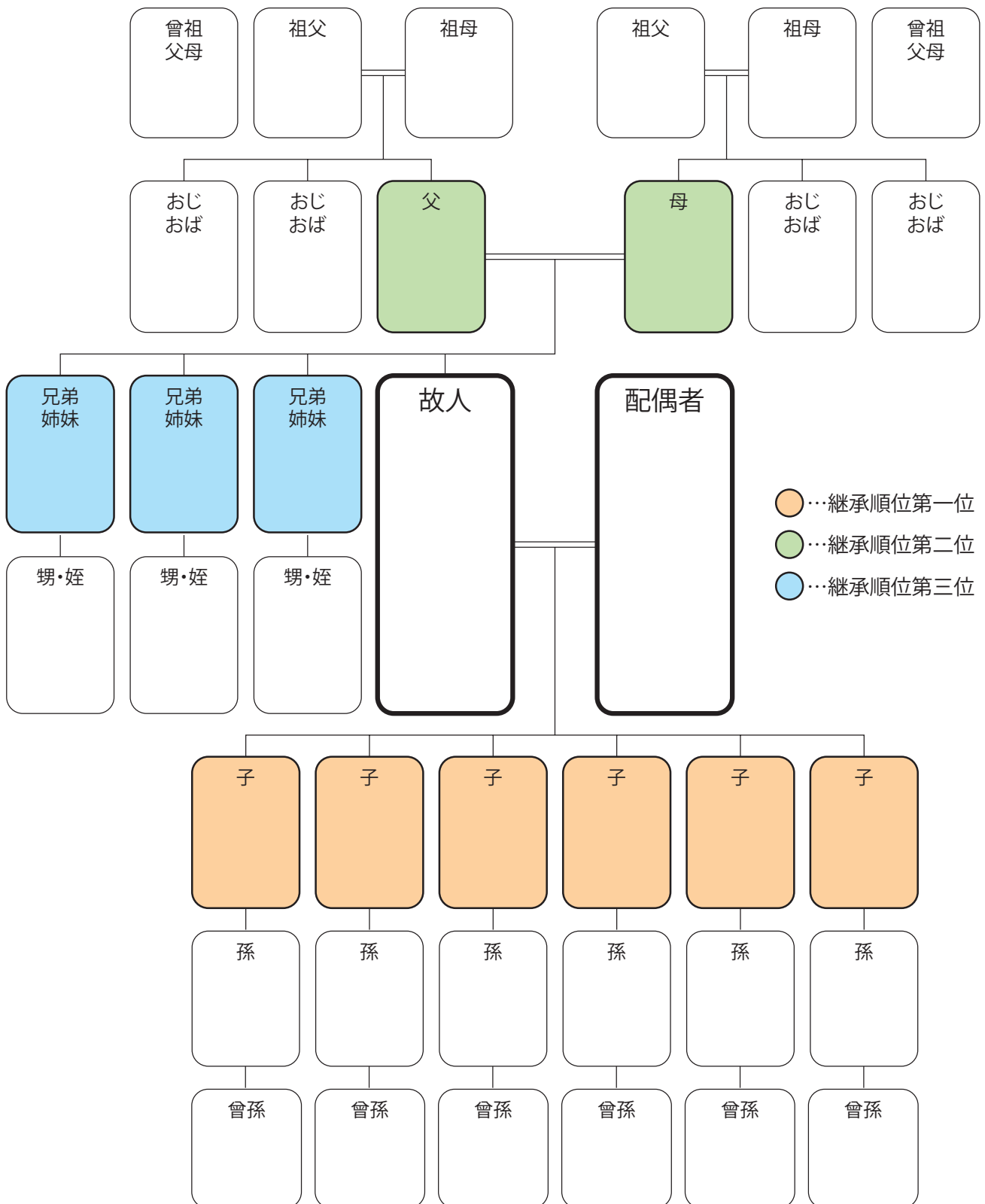
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。(P.49 参照)

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

あなたの手続きを応援します！

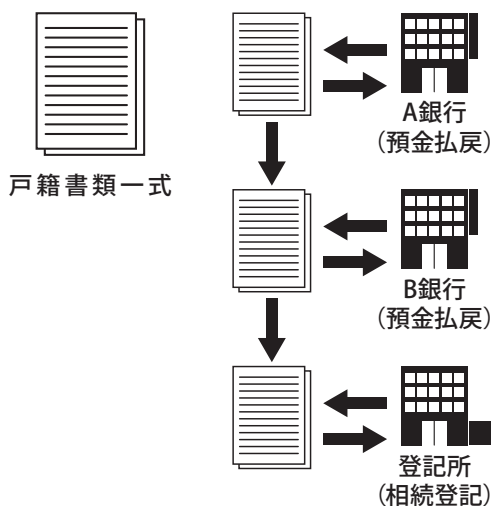
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

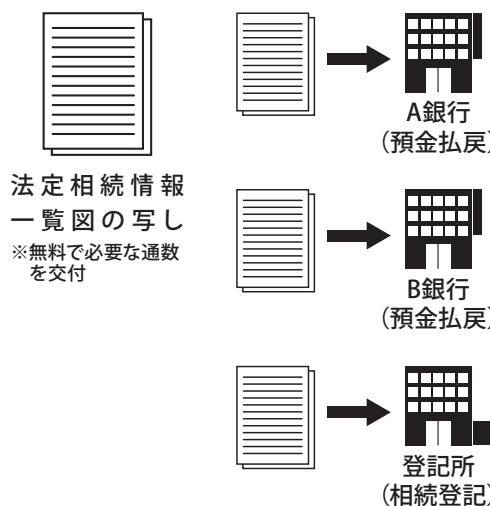
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 委任状

年 月 日

(あて先) 豊中市長

代理人 (窓口に来る方)	住所	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	
	委任者との 関係	

※代理人の方は本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）をお持ちください。

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

委任人 (代理人に手続き を依頼する方)	住所	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	

【委任事項】(該当箇所にチェックを入れてください)

\_\_\_\_\_の死亡に伴う下記の事項に関する権限

戸籍証明書・戸籍附票の交付請求及び受領の権限

住民票の写し等の交付請求及び受領の権限

住民異動届の届出に関する権限

年金の死亡に関する手続きの権限(※市役所でのお手続きのみ。年金事務所には別様式)

医療保険、介護保険、福祉医療等の支給、その他の申請等の手続きおよび受領の権限

未納の市税等の納付に関する権限

\_\_\_\_\_に関する権限

(注意事項)

- ・委任状は、委任者(頼む人)がすべて記入してください。
- ・消せるペンや鉛筆で記入されている場合は受付できません。
- ・ご不明な点は事前にお問い合わせください。

# 市役所施設案内

## 豊中市役所

豊中市中桜塚3丁目1番1号



## 中部保健センター・保健所

豊中市岡上の町2丁目1番15号・  
中桜塚4丁目11番1号



## 庄内出張所

豊中市庄内幸町4丁目29番1号  
庄内コラボセンター3階



## 新千里出張所

豊中市新千里東町1丁目2番2号  
千里文化センターコラボ2階



## 上下水道局

豊中市北桜塚4丁目11番18号



## 豊中市伊丹市クリーンランド

豊中市原田西町2番1号



初回のご相談は無料です。

# 相続

に関するご相談なら  
相続税専門の税理士法人FLAPへ

相続税、贈与税などの申告、生前対策や遺産分割協議書の作成まで  
ご家族の想いを、最も円満で最適な形の想いを遺せるように、  
丁寧でわかりやすく、お客様に寄り添ったサービスをご提供します。



## 適正価格

高くなりがちな相続税の申告報酬を、豊富な実績と経験に基づくノウハウにより適正な価格でご提供しています。



## 相続専門 ・実績豊富

相続相談件数2,000件超の豊富な実績を元に税金だけの視点ではなく、ご家族が幸せになるための相続を実現



## 強い ネットワーク

弁護士、司法書士、行政書士などの相続に強い専門家と連携し、相続に関するさまざまなご要望にお応えします。

初回相談無料・スピード対応

お電話でのお問い合わせはこちら

☎06-6456-0070

※お気軽にお問い合わせください。

税理士法人FLAP

東京税理士会所属 代表税理士 島野 卓治  
〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-4 千代田ビル西館8F



# 不動産相続無料相談 無料出張相談

代表の業界経歴  
20年以上

不動産  
無料査定

不動産買取

＼不動産に関することは何でもご相談下さい／

## 相続登記が義務化されました

令和6年4月1日より相続登記が義務化されました。相続登記を行わない場合、罰則が科せられる場合があります。

※司法書士と提携

## 空家の3000万円特別控除

一定の要件を満たせば令和9年12月31日までに空家を売却することで3000万円を特別控除できます。

※諸条件あり ※最大600万円の節税

## 住所・氏名の変更登記の義務化

住所・氏名の変更の日から2年以内に変更登記が令和8年4月1日より義務化されます。

※罰則規定あり

## 家の中の動産物

空家の動産の荷物を片付けず、現状のまま空家を売却することが出来ます。

※家電、衣類、食器類、家具等を含む



代表 中川 巖雄  
大阪府知事免許(3)第56947号



〒565-0834 吹田市五月が丘北3番15号

**0120-888-334**

<https://www.c21mhome.com> E-mail: nakagawa@c21mhome.com

お気軽にご相談下さい。

\*センチュリー 21の加盟店は、すべて独立・自営です。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 相続専門31年の 相続ステーション®

## 相続手続き 相続節税 相続税申告 遺言

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



戸籍収集  
遺産名義変更  
の代行

相続申告  
3,300件  
の実績

AI税務調査  
でも  
相続節税



株式会社

相続ステーション®

税理士法人プラス  
行政書士法人サポートプラス

近畿屈指の実績 TV解説多数 / 「ミヤネ屋」「林修の今でしょ!講座」「報道ランナー」

寺西 雅行 近畿税理士会所属: 第 1014 号 大阪府行政書士会所属: 第 702201 号

相談累計1万件、初回相談無料

ご予約専用

☎ 06-6359-5531

※移転後も電話番号はそのままです

営業時間: 平日 9:30~19:30 / 土曜 9:30~17:30  
定休日: 日曜・祝日



ホームページからもお問合せいただけます  
<https://www.souzoku-rescue.net/>

相続ステーション 検索

YouTube  
チャンネルも!



アクセス

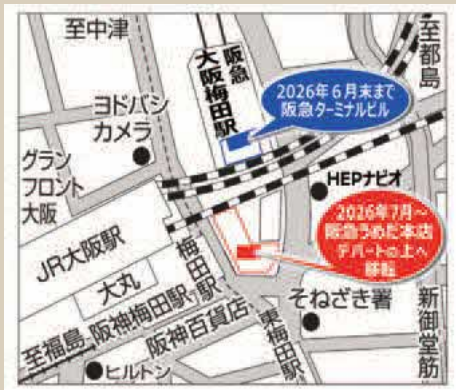
阪急・阪神 梅田駅スグ  
JR大阪駅スグ

2026.07.01~事務所移転  
~2026.06.30迄

〒530-0012 大阪市北区芝田1-1-4  
阪急ターミナルビル8階 (阪急17番街)

2026.07.01~

〒530-0017 大阪市北区角田町8番1号  
大阪梅田ツインタワーズ・ノース21階  
(阪急うめだ本店デパートの上)



年間維持費不要 年3回供養法要

# 永代供養墓のご案内

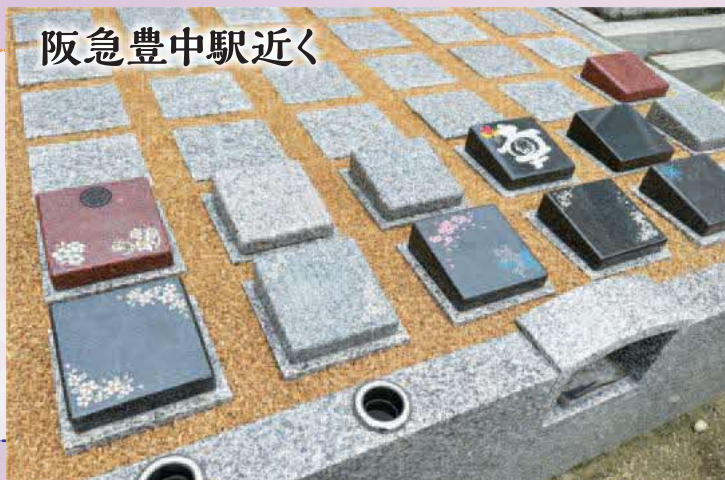
- 宗旨・宗派問いません
- 承継の不安がありません
- 生前契約できます

## ローズガーデンかなでら (金禅寺)

豊中市本町5-3-64

- **メモリアル合祀墓 10万円(1霊)**  
お名前を名標に刻み、生きた証を永遠に残せます
- **かぞく墓 50万円~**  
個別納骨・何霊でも納骨可  
その他詳細は、お問い合わせください

阪急豊中駅近く



阪急三国駅近く



## 新高の紫苑(福泉寺)

大阪市淀川区新高4-6-6

- **合祀墓 8.5万円(1霊)**  
お名前を名標に刻み、生きた証を永遠に残せます
- **こじん墓 33万円**
- **かぞく墓 48万円**  
個別納骨・何霊でも納骨可  
その他詳細は、お問い合わせください

## 池田 梅の里(佛日寺)

池田市畑1-18-17

- **合祀墓 8.5万円(1霊)**  
お名前を名標に刻み、生きた証を永遠に残せます
- **かぞく墓 40万円~**  
個別納骨・何霊でも納骨可
- **小さなお墓(霊標付き) 88万円~**  
永代供養付の洋墓です、個別納骨・何霊でも納骨可  
その他詳細は、お問い合わせください



## 大阪府立渋谷高校前



真心でお墓を建てる  
**石のいがや**

豊中市夕日丘3-12-5(服部霊園前)

☎06-6852-0592

9:00 ~ 18:00

URL: [www.ishinoigaya.co.jp](http://www.ishinoigaya.co.jp)

※表示されている金額はすべて総額表示となります。



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 相続のこと、 お困りではありませんか？

## 相続 手続



遺産の分け方で  
話し合いが纏まらない

遺産がどれだけあるか  
わからない

## 相続税 申告・相談



相続税が  
いくらになるかわからない

いつまでに何の手続きを  
すればいいかわからない

＼ 相続のことなら何でもご相談ください！ ／

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎ 06-6155-0077

受付  
時間

9:30～17:00  
(土日祝日を除く)

## えびす法律事務所

大阪府豊中市新千里東町1-5-3  
千里朝日阪急ビル12F

🌐 <https://www.ebisu-lawoffice.com/>



弁護士  
西村 宏  
大阪弁護士会



公認会計士・税理士  
徳永 吉弘  
近畿税理士会

# 出張買取サービス 買いクル

想いに寄り添い  
大切な思い出を  
丁寧に整理します。

買いクルは、日本全国に展開している出張買取専門店です。

お片付け  
無料出張お見積

大切な想いととも、次の方へつなぐお手伝いを。

ご家族や大切な方を亡くされたあとの遺品整理は、物の整理であると同時に、思い出と向き合う時間でもあります。故人様、ご家族の気持ちを第一に考え、無理なく急がせない整理を心がけています。何から手をつけていいかわからない段階でも大丈夫です。まずはお話しを伺うところから、丁寧に寄り添わせてください。

ご家族の負担を軽くする  
丁寧な整理サポート

重たい家具や家電、まとめたの整理もご安心ください。経験豊富なスタッフがご自宅までお伺いし、その場で査定・買取を行います。

専門スタッフによる  
安心の出張査定

相続や空き家に関する多様なケースに対応してきた査定員が訪問し、品物の価値をわかりやすく説明し、市場価格に基づいた査定をお約束します。

これからの住まい  
空き家活用のサポート

遺品整理後の空き家の管理や、将来の売却など、今後の選択肢についても専門家と連携しながらアドバイス。ご家族の状況に応じた道筋をご提案します。

## 出張買取サービス 買いクル

株式会社 RC  
〒146-0094 東京都大田区東矢口2丁目18-5 エミネンスコート多摩堤通り1階  
[営業時間] 9:00~19:00 [定休日] なし ※年末年始を除く  
古物商許可番号: 302210808356

いつでもお気軽に、ご相談ください。

☎ 0120-562-214



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 円満相続 税理士法人



大阪事務所  
税理士 松永陽子

代表税理士 楠 慶太

大阪事務所  
代表税理士 中岡 倫邦

相続税の負担を抑えた遺産分割案をご提案します。

【税務調査に強い】国税局OBのチェック体制。調査選定率1%未満。

【明朗会計】料金はHPに全て掲載済み。追加料金はありません。

円満相続税理士法人

近畿税理士会 北支部所属



各線 大阪梅田駅直結 徒歩3分

大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル20階



0120-80-2929

【お電話でのご予約受付時間】  
平日9時～18時

本誌をお持ちいただいた方は、ご報酬を10%割引します。

- ・相続発生前の生前対策のご相談はご相談料を頂戴しています。
- ・すでに相続が発生しており、相続税申告の依頼を検討されている方は、初回面談無料です。
- ・ご予約無しでの税務相談は受け付けておりません。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

三井住友トラストグループならではの幅広い情報ネットワークとコンサルティング力を活かし  
**安心・安全な不動産売買をサポートいたします**

無料査定

ご売却  
相談

お買い替え  
相談

三井住友トラストグループの総合力で、サポートいたします

居住用の不動産はもちろん、相続不動産、遊休不動産、  
投資用・事業用不動産のご売却や資産活用・有効利用を  
お手伝いいたします。

まずは無料査定をお申し込みください。



弊社の「個人情報保護宣言」及び「個人情報の取り扱いについて」の詳細は、弊社ホームページ (https://smtrc.jp/) をご参照ください。無料査定につきましては不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産の鑑定評価ではありません。弊社営業エリア外の不動産やご相談内容によりましてはお取り扱いできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。弊社の業務のご紹介、不動産に関する情報・サービスのご提供のためにご案内させていただきました。成約の際には仲介手数料(税込)を申し受けます。



三井住友トラストグループ

三井住友トラスト不動産株式会社

<https://smtrc.jp/>

お問い合わせは

通話無料 0120-88-9225

豊中センター

〒560-0021 大阪府豊中市本町1丁目1番1号  
豊中阪急ビル1階

TEL 06-6857-1500

FAX 06-6857-1600



土曜・日曜も営業致しております。(水曜・祝日定休) 営業時間/9:30am~5:30pm 取引態様/仲介  
国土交通大臣(10)第3397号・(一社)不動産協会会員・(一社)不動産流通経営協会会員・(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

E-mail toyonaka@smtrc.jp

豊中相続専門司法書士

# 相続

のことなら  
村田司法書士事務所

生前贈与・遺言書  
について考えたい

誰に聞いたらいいのかわからない

誰が相続人になるのかわからない



そのお悩み、まるごとお任せください!

あなたのわからないに丁寧に寄り添います。  
どんな小さな内容でも、まずは遠慮なくお気軽にご相談ください。

相続登記・遺産承継 (不動産、預貯金、株式などの相続全般の手続き) お引き受けいたします

生前贈与・遺言書作成・家族信託のご相談も承ります

お客様目線でわかりやすくご説明します

初回のご相談・出張は無料です



 村田司法書士事務所

〒561-0854 大阪府豊中市稲津町2-1-23  
エルアイエス豊中稲津ビル201  
大阪司法書士会  
代表司法書士 村田光史  
営業時間 平日9:00-18:00



☎ 06-4866-5807



本誌ご持参の方に限り、法定相続情報一覧図の作成費をサービス致します。(相続登記をご依頼の方に限る)

# 窓口1つで、スムーズに解決！

相続税申告 不動産

戸籍収集 各種手続

相続税申告が  
必要かどうか  
わからない

戸籍を集めたり  
預金の解約手続  
する時間がない

遺産分割協議書  
の作成が、  
ちょっと不安

不動産の登記や、  
相続争いの場合  
誰に相談？

はじめまして、税理士・行政書士の若狭浩子です。  
生前の認知症対策から、相続税申告や手続などを  
行っています。相続された不動産の登記や空き家の  
売却、遺品の処分なども、幅広いネットワークで、  
連携しています。



## まず気軽に相談してみませんか？

# TEL 06-6210-6370

【営業時間】 平日 9:00～17:00  
※土・日・祝日は予約対応可

〒560-0024  
大阪府豊中市末広町 2-1-4 末広ビル 303号

URL: <https://tax-wakasa.com>  
E-mail: [info@tax-wakasa.com](mailto:info@tax-wakasa.com)



▲HPはこちら



阪急電鉄 宝塚線 豊中駅  
高架線路沿い南(梅田方面)へ徒歩5分



## 若狭税理士・行政書士事務所

登録氏名：若狭 浩子 所属会：近畿税理士会 大阪行政書士会

※冊子ご持参で、通常30分の無料相談が2時間まで無料になります。

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続した不動産の  
手続きがわからず放置…  
これからどうしよう

相続した実家が  
古くなってきた。  
今からでも  
売れるのかな…

空き家の片付けが  
進まなくて、  
売るに売れない…

豊中市・吹田市に  
特化した不動産会社です♪

# 相続した家や土地、 何から始めればいいのか お悩みの方へ

何回でも  
相談  
無料



当社では、不動産を処分するのではなく、あなたの「大切な思い出を次の世代に  
バトンする」ことを使命とし、あなたに寄り添ったご提案を心掛けています。

「売却・活用・そのまま保有」状況に  
合わせて最善のご提案をいたします!

## 無料査定

不動産の状態を確認し、  
「いくらで売れるのか」を  
無料査定いたします。

## 片付け不要

家財等がそのままでも  
まるごと買い取ります。  
また、大切な思い出の  
遺品整理の相談も  
承ります。

## 不動産 手続き対応

相続登記や建物解体後の  
滅失登記等の手続きは  
専門家とワンストップで  
対応いたします。

## 相続した不動産に関するお悩みをトータルサポートします

無理な営業等は一切ございません。まずはお気軽にご相談ください!

## きぼう不動産流通株式会社

〒564-0032 大阪府吹田市内本町2丁目20-14

出張可

秘密  
厳守

何回でも  
相談無料

☎ 06-6318-2270

宅地建物取引業：大阪府知事(1)第063190号



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 豊中市役所  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2026年4月

## 豊中市くらしの手続きガイド

【URL】 <https://ttzk.graffer.jp/city-toyonaka/death>

※質問に答えるだけで、必要となる手続きをご案内します。



二次元コード